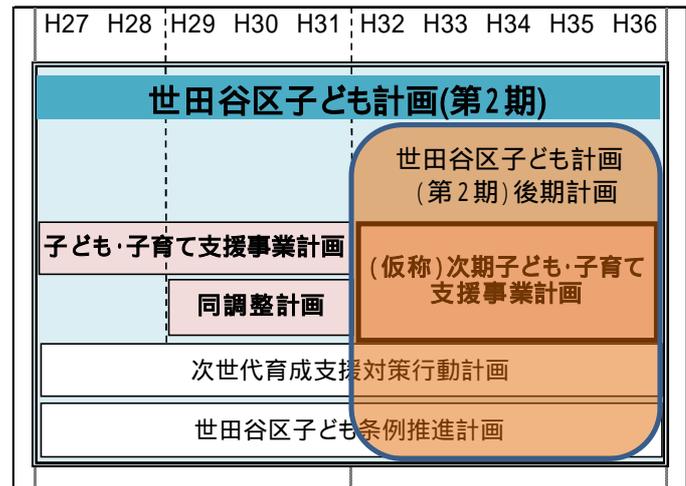


子ども計画(第2期)後期計画検討部会の設置について

1 主旨

「世田谷区子ども計画(第2期)」について、計画期間は平成27年度から平成36年度の10年間であるが、内包される法定計画である「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は平成27年度から平成31年度の5年間である。平成32年度以降の「子ども・子育て支援事業計画」の計画策定をする時期に合わせて、計画策定後の子ども・子育て家庭をとりまく社会環境の変容等を踏まえて「子ども計画(第2期)後期計画」を策定したいと考えている。ついでには、子ども・子育て会議において計画策定に向けた議論を行う。

計画の策定にあたっては、児童福祉分野等の学識経験者や子ども・子育て施策に関わる専門家の知見を子ども計画に反映する必要があるため、集中的な議論の場とするため、子ども・子育て会議に部会を設置する。



<参考> 子ども計画(第2期)策定時の検討体制

子ども・子育て会議...学識経験者、区民等で構成

子ども計画研究会 ...児童福祉分野等の学識経験者、子ども・子育て施策に関わる専門家で構成

2 部会の検討内容について

後期計画策定に向けた具体的な議論を行い、その結果を子ども・子育て会議に報告する。
主な検討項目は以下のとおり。

- ・ ニーズ調査等各種調査の調査票設計及び分析
- ・ 需要量見込み算出
- ・ 子ども計画(第2期)後期計画案
- ・ 子ども・子育て支援事業計画案

3 設置期間

部会の設置期間は、平成32年3月31日までとする。

4 部会委員について

子ども・子育て会議会長の指名する委員をもって組織する。(人数は8名程度を想定)
また、会長が指名する委員を部会長に充てる。

5 今後のスケジュール

各子ども・子育て会議の間に適宜開催する。(任期中8回程度の予定)

6 その他

部会委員でない子ども・子育て会議委員も、オブザーバーとして部会に参加できることとする。